旧身体障害者自立支援事業利用者支援事業　公営住宅除雪業務仕様書

身体障害者向け道営住宅の敷地内を次のとおり除雪するものとする。

1　対象及び範囲

札幌市西区山の手２条２丁目

身体障害者向け道営住宅正面玄関前（58㎡）、車椅子用スロープ（２ヶ所計190㎡）、ベランダ避難通路（58㎡）及び駐車場（501㎡）。合計807㎡（別添図面参照）。

2　業務内容

⑴　受託者は、契約期間において除雪深度がおおむね５㎝以上を有した際、別図に示す区域の除雪作業を実施し、委託者の指示する場所に集雪すること。

⑵　受託者は、駐車場の除雪にはタイヤショベル（バケット0.8㎥以上）１台を使用し、タイヤショベルによる除雪・集雪が不可能な場所については、除雪道具を用いて普通作業員により行うこと。なお、除雪道具費、燃料費、除雪場所までのタイヤショベルの移動経費等諸経費については、委託料に含むものとする。

⑶　原則として、受託者の作業時間は午前７時からとし、午前９時までに完了すること。

⑷　作業は朝１回を原則とするが、日中も第１号の積雪を有した場合（気象条件により委託者が特に除雪が必要と認め、受託者に連絡した場合を含む）は、再度除雪作業を実施すること。この場合、作業回数は朝に実施したものとは別の作業回数として計上すること。

⑸　受託者は、いかなる場合においても委託者の指示に従い除雪作業に出動できるよう準備体制を整えておくこと。

⑹　除雪区域のうち、ベランダ避難通路及び車いす用スロープ、正面玄関前については電動車いす（最大全長1,200㎜、幅700㎜）の走行及び転回が可能な幅を確保すること。

3　事故防止

⑴　受託者は、作業の実施にあたり、道路交通法等の関係法規を遵守し、公営住宅敷地内外の事故防止に努めること。特に、幼稚園や公園が至近にあることから、子どもの往来には十分配慮すること。

⑵　受託者は、作業に従事する車両に回転灯（黄色）又は黄黒色斜線板の注意標識を設置し、通行人及び他の車両に作業中であることを明示しなければならない。

4　業務実施期間

令和８年12月１日から令和９年３月31日まで

5　作業責任者

受託者は、業務着手前までに作業責任者の氏名及び緊急連絡先を記した名簿を委託者に提出すること。

6　月ごとの報告について

⑴　受託者は、毎月の業務の実施結果を別紙「実施報告書」により、翌月10日まで（３月については３月末日まで）に委託者宛て報告すること。
⑵　委託者は、報告書に基づく作業回数に契約単価を乗じた額を、受託者からの請求に基づき月ごとに支払うものとする。

7　環境への配慮について
⑴　受託者は、本業務の実施にあたり、除雪機械、作業車両等によって生じる騒音や振動の抑制に努めること。
⑵　受託者は、作業車両を使用する場合はできるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

8　その他
受託者は、本仕様書に定めのない事項が発生したとき、委託者に指示を求めるものとする。